【雇用機会拡充事業　採択基準】

〇優先的に採択すべき事業

事業性、成長性、継続性が見込まれる雇用創出効果が高い事業であって、以下の要件のいずれかを満たすもの。

ア）島外の需要を取り込み、島内全体の経済及び雇用を拡大させる事業

イ）島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品、サービスにもかかわらず、現状で島内に提供する事業者が存在しないため、島外の事業者に依存せざるを得ない状況を改善する事業

ウ）屋久島・口永良部島以外の地域から働き手を確保し、島内でその雇用を創出する事業

エ）島内の需要に応じた労働力の提供を行うことで、安定的かつ柔軟な雇用を創出する事業

〇採択すべきではない事業

事業の趣旨に合致しない以下のような事業。

ア）これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、不適切な経費が計上されている事業

イ）島内に同質的な商品、サービスを提供する事業者が存在し、その事業者のみを支援すると島内での需要や雇用の奪い合いにつながり、競争関係を歪めかねない事業

ウ）どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業

エ）他の補助金で実施した方が明らかに適切であると思われる事業

オ）創業・事業拡大と支出経費の因果関係が明確に説明できない事業